

第 4 1 回

千葉県屋外広告物審議会

議 事 録

日 時 令和7年12月22日（月）
午後2時から午後2時45分
場 所 ホテルプラザ菜の花4階 楨2

第41回千葉県屋外広告物審議会議事録

1 日 時 令和7年12月22日（月）14時から14時45分

2 場 所 ホテルプラザ菜の花4階 楨2

3 出席者

(1) 審議会委員 5名（委員総数8名）

| 氏 名 | 摘 要 |
|-----------|--------------------|
| 宇 於 崎 勝 也 | 日本大学 理工学部 教授 |
| 吉 村 晶 子 | 名城大学 理工学部 教授 |
| 石 原 眞 二 郎 | 千葉県屋外広告美術協同組合 専務理事 |
| 伊 藤 千 恵 子 | 千葉県消費者団体連絡協議会 委員 |
| 中 元 広 之 | 千葉広告協会 理事長 |

(2) 事務局

【県土整備部都市整備局】

横土都市整備局長

増田次長

(公園緑地課)

藪谷公園緑地課長、岸副課長、大西景観づくり推進班長、平野副主幹

(3) 報道関係者 1名

4 議 案

| | | |
|-------|-----------------------------|------|
| 第1号議案 | 千葉県屋外広告物条例の一部改正について (諮問) | 意見なし |
|-------|-----------------------------|------|

5 議事の記録

1 開 会

司 会 定刻となりました。出席予定の皆様がおそろいのようなので、ただ今から「第41回千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、公園緑地課副課長の岸と申します。よろしくお願いいいたします。

初めに、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

なお、事前に委員の皆様にもメールで送付させていただいております資料と、同じ資料を御用意しております。また、資料はお持ち帰りいただいても結構ですが、必要なければ、会議終了後に回収させていただきますので、机の上に置いておいていただければ、こちらで処分いたします。

配布資料は、「会議資料一覧」に記載のとおりでございます。

- ① 議事日程
- ② 千葉県屋外広告物審議会委員名簿
- ③ 会場図
- ④ 議案一覧表
- ⑤ 千葉県屋外広告物条例の一部改正について（諮問）

また、議案説明資料として、スクリーンに表示する資料を印刷したものを配布しております。

次に関連資料として、

- 1 千葉県行政組織条例（抜粋）
- 2 千葉県屋外広告物審議会運営要綱
- 3 千葉県屋外広告物審議会に係る非公開案件の基準
- 4 千葉県情報公開条例（抜粋）
- 5 千葉県屋外広告物審議会傍聴要領
- 6 千葉県屋外広告物条例（抜粋）

パンフレットといたしまして、屋外広告物のしおり冊子の、千葉県屋外広告物条例及び施行規則

図面の、千葉県屋外広告物規制図

パンフレットの、オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブックでございます。

なお、関連資料についてですが、議事に関する根拠法令等になっておりますので、必要に応じて御使用くださいますようお願いいたします。以上でございます。資料は全ておそろいでしょうか。

また、議事録作成のために机上の白いマイクで録音をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

2 委員紹介

司 会 それでは初めに、本日、御出席の委員の皆様方を御紹介させていただきます。お手元にお配りしております「委員名簿」の順に、御紹介させていただきます。

日本大学理工学部教授 宇於崎勝也様

宇於崎委員 宇於崎です。よろしくお願いいたします。

名城大学理工学部教授 吉村晶子様

司 会

吉村委員

吉村でございます。よろしくお願いいたします。

司 会

千葉県屋外広告美術協同組合専務理事 石原眞二郎様

石原委員

石原です。よろしくお願いいたします。

司 会

千葉県消費者団体連絡協議会委員 伊藤千恵子様

伊藤委員

伊藤です。よろしくお願いいたします。

司 会

千葉広告協会理事長 中元広之様

中元委員

中元です。初めて参加します。よろしくお願いいたします。今回千葉広告協会の理事長という立場で出席しています。千葉広告協会は全広連の下にある千葉県組織となります。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会

以上の皆様でございます。

なお、千葉工業大学創造工学部助教 磯野綾様、

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長 三島大輔様

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長 堤啓様

におかれましては、本日所用により、御欠席されております。

3 挨拶

司 会 続きますして、会議の開催にあたりまして、都市整備局長の横土より、御挨拶を申し上げます。

横土局長 ただいま紹介にあずかりました横土でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、当審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今回は、委員改選後、はじめての開催となりますが、委員の皆様には当審議会の委員就任を快くお引き受けいただきました。また、日頃から屋外広告物行政の推進に、特段の御理解と御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、良好な景観の形成や、風致を維持、また、屋外広告物等が公衆に対して危害を及ぼすことがないように、適切に規制誘導に努めているところですが、全国的に適切に管理されていない屋外広告物等が落下又は倒壊する事故が発生しており、屋外広告物等の安全確保がこれまで以上に求められています。

県では、こうした状況を考慮し、屋外広告物等の安全点検に係る条例の改正案を作成し、パブリックコメントを実施したところです。委員の皆様の御意見を賜りながら、引き続き、屋外広告物行政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいいたします。

4 事務局職員紹介

司 会 続きますして、当審議会の事務局であります県の職員を紹介いたします。

改めまして、都市整備局長の横土でございます。

横土局長 よろしくお願いいいたします。

司 会 県土整備部次長の増田でございます。

増田次長 よろしくお願いいいたします。

司 会 公園緑地課 課長の藪谷でございます。

藪谷課長 よろしくお願いいたします。
司 会 同じく景観づくり推進班長の太西でございます。
太西班長 太西です。よろしくお願ひします。
司 会 同じく景観づくり推進班の平野でございます。
平野副主幹 よろしくお願ひします。
司 会 以上、事務局職員でございます。

5 定足数の報告

司 会 それでは、まず、定足数の報告を申し上げます。千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。」とされております。本日は、委員総数8名のうち、半数以上の5名の方に御出席いただいておりますので、本日の会議は有効に成立していることを御報告させていただきます。

6 会長の選出

司 会 次に、本審議会の会長選出についてお諮りします。
千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、審議会の「会議については、会長が会議の議長になる」旨が定められております。今回の審議会は委員の改選後、初めての審議会になりますので、会長の選出が必要となります。
千葉県行政組織条例第30条第1項によりますと「会長は委員の互選によって定める」旨が決められておりますので、自薦または他薦を募りたいと存じますが、いかがでございましょうか。
吉村委員 はい。宇於崎先生は都市の様々な問題に高い御見識や御知見をお持ちで、千葉県の屋外広告物行政にも、継続的に御尽力なさってこられましたので、宇於崎先生を会長として推薦いたします。
司 会 ただいま宇於崎委員を会長に推薦するという御意見がありました。ただ、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。
(委員から「異議なし」の声)

それでは、ただいま審議会会長に選出された宇於崎会長には、議長席にお移りいただき、進行していただきます。

それでは、宇於崎会長よろしくお願いいいたします。

宇於崎会長 御指名いただきました宇於崎でございます。ここから私が議長として進行をさせていただきます。委員の皆様にはお力添えいただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。

7 会長の職務代理者の選出

宇於崎会長 まず、千葉県行政組織条例第30条第4項の規定に「副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。」とされております。そこで、会長の職務代理者をお願いしたいと思います。

職務代理者として吉村委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

吉村委員 はい。よろしくお願いいいたします。

8 議事録署名人の指名

宇於崎会長 次に、この会議の議事録署名人の指名に移らせていただきます。議事録署名人につきましては、運営要綱第5条により、会長が2名を指名することになっておりますので、今回の議事録署名人を、石原委員と中元委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

よろしくお願いいいたします。

9 会議の非公開について

宇於崎会長 続きますして、会議の非公開について協議いたします。本審議会の公開について、事務局いかがでしょうか。

司 会 はい。事務局で、本日の会議資料につきまして、事前に精査いたしましたところ、個人情報等の非公開事由に該当する部分はありませんでした。よって、公開で考えています。

宇於崎会長 はい。非公開とする部分はないということですが、公開でよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

それでは本日の会議の内容はすべて公開とさせていただきます。本日傍聴を希望する方、また報道関係者の方はいらっしゃいますか。

事務局 はい。報道関係者が1名いらしています。

宇於崎会長 はい。では入室してください。

(報道関係者1名入室、着席)

会議冒頭の撮影を行いたい報道関係の方がいらっしゃれば、ただいまから、議題の説明に入る前まで、撮影をしていただいて結構です。いかがですか。よろしいですか。

(報道関係者 撮影希望なし)

9 議 事

宇於崎会長 それでは議事に移らせていただきます。本日御審議いただく案件は1件です。千葉県屋外広告物条例第18条の規定により知事から諮問を受けておりますので、議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは御説明をさせていただきます。

スクリーンを見ていただくのと、お手元に配布済みの、諮問書のA3判資料の縦の表を一緒に見ながら話を聞いていただければと思います。

議案、千葉県屋外広告物条例の一部改正について説明します。説明については、こちらに記載のとおり、改正の背景、改正内容、パブコメ結果、今後の進め方の順に説明します。

改正の背景としましては、平成 27 年に発生した札幌市における看板の落下事故を受け、平成 28 年 4 月に国土交通省が、屋外広告物条例ガイドラインの改正を行いました。

このガイドラインの中で、専門的知識を有する者に安全点検の義務化が加えられたことをきっかけとし、本県においても、安全点検における条例改正の検討を進めてきたところです。

安全点検を行える資格者の人数が増え、十分な実効性を持って点検が行える状況になったことから、今回条例を改正することとしました。

続いて、改正内容と今回の諮問内容について説明します。

お手元にある諮問書の表とあわせて御覧ください。

この表は、先月 11 日から今月の 10 日までに実施したパブコメと同様の資料です。改正内容は、大枠としまして、安全点検、管理者配置の 2 つに分かれています。

また、現行条例の第 18 条第 7 号と第 8 号で規定されている、本日の審議会への諮問対象としては、大規模な許可看板の規模の設定と変更、大規模な看板等の管理者資格の設定と変更、さらに今回改正します条例の中で、許可看板の点検資格の設定と変更の計 3 点となりますが、今回の改正内容全体が、関連しておりまして、諮問対象項目のみを切り離して、議論することが困難であるため、本日の審議会においては、この表に載っている全項目について、御意見をいただきたいと考えております。

項目ごとに、説明します。まず、安全点検に関してです。

現行では、安全点検は管理義務の一環であることから、条例において、特に明記していませんが、安全点検の重要性を考慮し、今回改正により、「すべての広告物に対して安全点検の実施を義務化」という条文を明記することとしました。

ここで言う、「すべての広告物」というのは、許可を要するものに限らず、許可が不要な広告物も含めて「すべて」となります。

ただし、下のイラストの灰色吹き出しで表示されている、万が一落下しても、重大な事故の原因となる可能性が低い、はり紙等については、点検の対象外とします。

また、安全点検の頻度は更新許可に合わせ、3年に1度で考えています。

続いて、安全点検結果の提出について説明します。

許可広告物については、資格を有する点検者による点検と、その点検結果の提出を義務づけることとします。

現行では、高さ4メートル、または表示面積10平方メートル以上の大規模な許可看板については、更新許可時に安全点検結果の提出を求めています。

今回の改正では、大規模な許可看板に限らず、すべての許可看板について、点検結果の提出を更新許可申請時に求めることとします。

さらに、点検項目を現行の6項目から17項目に細分化します。具体的な安全点検の項目がスクリーンに映ってる内容です。

左側が現行の様式。右側が今回で改正する様式です。

より一層の安全確保を図る観点から、劣化や損傷が発生しやすい箇所について、具体的に示し、点検項目を細分化しました。

この様式を施行規則で定める予定です。

許可看板を点検する安全点検者に求める資格について説明します。

現行では点検者に資格を求めていませんでしたが、今回の改正からは、安全点検の実効性を担保するため、点検者に資格を求めるものとなります。

求める資格としましては、屋外広告士と、屋外広告士と同等の資格として、スライドに表示されている4つの資格を考えております。

次に、管理者の配置について説明します。

現行では、大規模な許可看板のみスライド表示の有資格者による管理者を定めることを求めています。これ以外の許可看板については、管理者を定めることを求めているため、看板によって

は、日常管理が不十分な状態となっている恐れがあります。

この状況を解消するため、今回の改正からは、すべての許可広告物に対して、管理者を定めなければならないとし、許可申請の際に、必ず管理者を記載することとします。

なお、管理者の配置対象を拡大したことと、点検者に資格を求めることから、管理者には資格を求めないこととします。

また、安全点検とは違い、万が一落下しても重大な事故の原因となる可能性が低いはり紙等についても、管理者の配置を求めます。

ここまで説明した内容を、ベン図を用い、再度説明します。

まず、すべての許可広告物について、管理者の配置を義務化します。件数としては、県内で約6万7000件です。

次に、安全点検を義務化する範囲です。万が一落下したときに、重大な事故の原因となる可能性がある広告板を対象とします。

なお、許可不要の広告板も対象となるため、件数は不明です。

最後に、有資格者による安全点検を義務化する範囲です。広告板のうち、許可が必要なもの、約6万6000件から、独自ルールで点検を実施している電柱看板、約2万2000件を対象外とし、約4万4000件となります。

次に、先月の11日から今月の10日に実施しました、パブコメの結果を説明します。

意見としては2人の方から計4件の意見をいただきました。

まずスクリーンに写ってるのが、1人目の方からの意見になります。この方からの意見としては、今回改正により求めないこととした大規模な許可看板の管理者資格を、改正後も求めた方がよいという意見をいただきました。

その理由としては、点検資格を有する点検者が行った点検結果を無資格の管理者が受け取った場合、その看板の安全性の判断を管理者がすることができず、結果として、看板の安全確保に繋がらないという意見です。

この意見に対する県の考え方としては、現行条例では点検者には資格を求めず、大規模な許可看板の管理者の資格を求めてきたところですが、条例改正後は、有資格者である点検者が改善の必要

性の有無までを判断し、その結果を所有者や管理者に報告する運用を考えているというものです。

次に、2人目の方からの意見です。この方からは、意見と提案と要望を1つずついただきました。

まず、意見としては、有資格者による人での点検に加え、スライドの右下に表示されている5項目が監視できるIoTサービスというシステムを、点検方法の1つとして認めて欲しいというものです。この左側に白いたばこの箱ぐらいの大きさのものを、看板の後ろにつけることによって、遠隔監視できるシステムだそうです。

この意見に対する県の考え方としては、提案のあった新技術については、今後の技術の進展や普及状況、国や他自治体の動向、公的評価機関等による実効性の担保が確認された後に、必要に応じて検討していくというものです。

次に、2人目の方からの提案と要望です。

まず、このサービスを特定エリアでモデル事業として実施し、より実効性の高い全域導入への道筋を作るという提案をいただきました。

さらに、このサービスを利用する看板所有者等への費用補助と税制上の優遇措置の検討をしていただきたいという要望もいただきました。

これらの提案と要望については、条例改正に関するものではないので、参考意見として取り扱う旨の回答をしたいと考えています。

なお、これら2人の方からいただいた計4件の意見に対する回答は、ホームページで、来月に公表する予定です。

最後に、今後の進め方について説明します。

本日の審議会にて条例改正内容について、同意するという答申がいただけた場合は、スライド表示のとおり、2月議会に改正条例を上程しまして、年度内の公布を目指します。

さらに、改正条例の公布後、4月に点検者の資格等を定める施行規則の改正案について、パブコメを実施します。

そして、来年度の上半期に改正規則を公布し、半年以上の周知期

間を設け、この周知期間の間に、改正内容を伝えるチラシを、県民や業界に配布することや、点検技能講習会を開催するなどの周知や準備を行い、令和9年4月1日より、改正条例と施行規則を施行ということを目指したいと思っております。

私からの説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

宇於崎会長 はい。ありがとうございます。

1号議案について御説明がございました。

御意見御質問はございますでしょうか。

中元委員 パブコメ1の結果のところについてです。県の考え方によると、管理者には資格を有しなくても良いということですが、これは国のガイドラインに沿ったものと考えてよろしいのでしょうか。

事務局 ガイドラインにはそこまでのことは書いていないです。県の考え方としましては、今までは点検者に資格を求めておらず、点検内容を見て、その改善の必要性の有無の判断までを管理者に求めていくというものでした。それが今回の改正によって、点検者が責任をもって判断して、その結果を所有者や管理者に報告するということを考えています。

また、今回日常管理の重要性や、事故発生時での早期対応を確保したいという思いもありまして、そういう意味からも、管理者が広告物の近くにいる、店長とか、そういう方がいいと思っております。資格を求めてしまうと、そういうことができなくて、結局遠くにいる専門業者が、やるということになるので、まず日常点検と、万が一事故が発生したときに、すぐに連絡をとれる体制をとりたい。そういう思いからも、今回、管理者に資格を求めないということにしたいと考えております。

中元委員 仮にですが、事故が起きた場合の責任を明記していないと思うのですが。管理者の責任なのか、それとも点検者の責任となるのか。従来であれば管理者が全て責任を負うと思うのですが。簡単に言ってしまうと、例えば看板が落下してけがを負わしてしまった場合ですとか、そういう場合にまで踏み込んで、そこまで明記する必要はないのかもしれないですけど、そのあたりはどのよ

うに考えているのでしょうか。

事務局 仮にそうってしまった場合は、今後は点検者が責任をもって、3年に1回点検することになっていきますので、その点検の結果の妥当性というものを議論することになると思います。

中元委員 点検をしても、例えば事故が起きるのはやむを得なかったという場合もあると。

事務局 そういった場合もゼロではないと思われれます。

中元委員 点検に不備があって、看板が落下した場合は点検者に一次的責任が発生すると。

事務局 そのように考えております。

石原委員 よろしいですか。

宇於崎会長 はい。どうぞ、石原委員。

石原委員 業界の人間として、また、ここに出てくる屋外広告士会の千葉県の会長をやっている立場から発言させていただきます。皆さんあまりイメージがないと思いますけれども、看板の点検というのは、非常に密にやっております、こういった40メートルの高所作業車に私と3人が乗り込みまして、看板のボルトの締め付け等を1つ1つ確認しております。ただし何らかの、この点検の瑕疵ではないけれども、この建物の劣化や器物の劣化があったりするものについては、もちろん指摘をするのですけれども、そういうのが落下することが多少はあろうかと思えます。ただし、十分に我々が点検をしておりますので、多分落ちている看板というのは、点検をしていない看板ですとか、申請を受けていない看板が落ちているのではないかと。同時に管理者というのは、こちらの施設については、施設長が管理者になるような形になっています。私共が有資格者の点検者となっています。業界的にも点検者の教育、点検技能講習等、屋外広告士の人間もきちんと点検ができる教育をしています。今の御指摘は重々わかるのですけれども、私共の業界としても点検を重要視する動きをしています。そここのところを御考慮願えたらと思えます。以上です。

宇於崎会長 石原委員は、今回の改正について、何か具体的にこの条文をこうして欲しいというようなことは、ございませんか。

石原委員 はい。ありません。

宇於崎会長 ほかにいかがでしょうか。はい、吉村委員。

吉村委員 今回、建築士は1級と2級に限って書かれておりますけれども、木造建築士であっても、落下をするような状況かどうか、点検に責任を持てるのではないかと思っており、建築士を、どの種類でも良いというのではなく、1級2級に、限らなければいけなかったのだろうかと思いますが、どうなのでしょう。

それから、施工管理技士のような、それこそ施工に関わる人たちの資格も、こういった、確実に落下しない屋外広告物の点検にきちんと対応できる資格ではないかなと思いました。若干、資格が限定的なような気がしたのですけれども。これは、いかがでしょうか。実際、こういった方々の有資格者の方が、今回の改正で大事な、日常管理の重要性を尊重した形になるのではないのでしょうか。

宇於崎会長 事務局で、どのように検討したか教えてください。

事務局 事務局の考え方ですが、建築士を1級2級にさせていただけるのは、私より先生のほうが御存じだと思いますが、建築基準法上の中で一定以上の大規模な建物等は、定期的に点検しなければいけないことになっており、その中で特に壁面看板とかがある場合には、点検をするということを聞いておまして、そういうことであれば当然この建築士はその建物の点検をやるときに、併せて看板の点検もやって、十分にやれるという考えのもとで、設定したというところでございます。

宇於崎会長 施工管理技士があるのではないかという話はどうでしょうか。

事務局 施工の部分では、確かに非常に精通されていると考えているのですが、施工だけではなく、今回は点検になりますので、その経年劣化等をどのように判断できるのかという所が重要なのではないかと、というところで施工面のプロフェッショナルについては除いています。

吉村委員 なるほど。そういうことですね。

事務局 また建築士に関しては、建築基準法上で定期報告等ができる者として、1級と2級、あと建築物調査員ということで、今回点検資格者として入れております。その3者に関しては、建築基準法の12

条の報告で資格者となりえるものと揃えております。

吉村委員

なるほど。わかりました。

あとは、点検項目 17 項目がもう少し大きく写っている資料はどこかにありますか。

(事務局にてスライドを拡大表示)

宇於崎会長

この内容の点検を屋外広告士として、やられていると。

石原委員

そうですね。今は行政の書類の方が追い付いてきていないというだけですね。

事務局

この点検表は、国が出している点検に関する指針の中に載っている標準的なものを採用させてもらっています。

宇於崎会長

全国的に、皆がこれくらいをやっておけば、まずは大丈夫ということですね。

事務局

そういうことです。

吉村委員

照明装置の周辺機器というのは、これは周辺機器といえませんが、にわかるものなのでしょうか。ややあいまいな感じがしたのですが。

石原委員

照明機器がついている、例えば金物であったり、照明機器自体のアームであったり、例えばネオン管ですとネオンのガイシであったりとかそういったものになります。

吉村委員

それは 2 番のような気もしないでもないですが。

宇於崎委員

この点検に関しては、細かい説明みたいなものも国が出している指針等に付いていますか。

事務局

付いています。

宇於崎委員

それは、点検をされる方は、そういったものがあるということはおわかっていて、それに則って点検をするということですね。

事務局

そういうことです。

また、今回改正で、点検資格者としている点検技能講習者、この人たちが受ける講義の中身が、まさにこれです。この講義を受けていただければ、十分に点検できると考えています。

宇於崎委員

そうすると、県としては屋外広告士の方がメインで点検してくれるけども、それを補う形で点検技能講習修了者という方がやってくれるのではないかと期待しているということですね。

事務局 そのとおりでございます。

宇於崎委員 広告物の点検技能講習を受けた方や、専門の資格を持たれている方が、積極的にやったださるでしょうという前提で今話をしており、建築士もやれるけど、あまり建築士に頼らなくてもということかもしれませんね。

吉村委員 そうですね。

宇於崎委員 ほかにいかがでしょうか。

吉村委員 屋外広告士ですとか、点検技能講習を修了した方は、その講習を受けて何年間有効とかになっているのですか。

宇於崎委員 点検技能講習は5年ごとですよ。

事務局 そのとおりでございます。

宇於崎委員 私もホームページで確認してきました。

吉村委員 となると、この点検が3年ごとで、その資格の方は講習を受けて5年ですね。

宇於崎委員 そうですね。
延長するため、また講習が必要です。と書いてありますね。
実務経験がないと受けられないんですね。

事務局 そうです。少し小さくて見づらいですが、前に資格の概要等を表示しています。

宇於崎委員 表の下の方が数が出てきていないから、やはり屋外広告士と点検技能講習修了者にたよりますよ。ということなのかなと思われませぬ。
またこれから点検義務が始まってくると、これらの方が増えてこられるんじゃないかということも、期待をされているのではないかといいことですね。

事務局 そのとおりでございます。
この点検技能講習会というものが始まったのが平成28年ですが、始まったばかりの時には千葉県で2人しかいなかった。それが、直近の数字として令和7年4月現在ですと126人まで増えてきておりまして、確実に増えてきている状況です。また、当然のことですが、県としても自分たちではできないので、日広連さんをお願いする形にはなるのですが、講習会を開催していただくというお願い

いをしていきたいと考えています。

吉村委員　　こちらをメインにするのであれば、ほかの資格はむしろ絞った方が、効果的かもしれません。

宇於崎会長　　あまり限定的にするよりは、少しほかとの横並びを考えてこれぐらいに広げておこうか、ということですね。

事務局　　そうです。

また先ほども申しあげましたとおり、建築基準法上の点検をするときもあると思うので、当然その時はやれる資格の人がいるのであれば、一緒にやった方が合理的なので、そういうこともあって建築士を今回認めようと思っています。

宇於崎会長　　いかがでしょうか。ほかにございますか。

県が条例を変えると、市の方も追随するということになるのですか。千葉市、市川市、船橋市などもみな追従してくることになるので。私は市川市とか船橋市とかでも委員をやっていますけれども、ちょっと戦々恐々としていまして、あまりギチギチにされると市の方がついていけないよといった話をされたことがあって、今の資格者の話ですけど、やはりある程度幅を持たせてあげないと、これとこれだけやってやると、市の方も困るかなという感じもしています。こういう立て付けにしておけば、県がやっているところ、市が独自にやっているところ、と含めて同じような足並みそろってできるのかなというのが、私の感想です。

ほかにも御意見、御質問等ございますでしょうか。

伊藤委員はよろしいですか。

伊藤委員　　はい。大丈夫です。

宇於崎委員　　それでは、皆様方から御意見をいただきまして、これ以上質疑等が無いようでしたら、以上で質疑を終了したいと。

これは諮問ですので、第1号議案についてお諮りしたいと思います。

第1号議案に対する答申の内容は、意見なしとして、知事に返したいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員から「はい」「はい。結構です」の声)

それでは、意見なし。ということで答申させていただきます。

以上をもちまして、議事を終了いたします。

報道関係者の方は、御退出ください。

委員の皆様、御協力ありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。

事務局

事務局からは、報告事項ございません。

宇於崎会長

はい。皆さんの御協力で速やかに終わりました。以上ですべての議事日程を終了いたしますので、事務局にお返しいたします。

10 閉 会

司 会 これをもちまして、「第41回千葉県屋外広告物審議会」を閉会いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。